

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

1 改正条例

江東区特別区税条例（昭和39年12月江東区条例第48号）

2 改正理由

大規模災害があった際、災害減免の適用があることが明らかな場合であっても、減免の適用を受けようとする者は区長に申請書を提出しなければならない。こうした中、今般の能登半島地震の発生も踏まえ、被災前の備えとして予め職権による減免を可能とする規定を追加するため、条例の一部改正を行う。

3 主な改正内容

職権による減免を可能とする規定の追加

区長は、区民税の納税者について次の（1）～（3）のいずれかに該当する者であって、必要があると認める者に対し、区民税を減免することができるが、区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

- （1） 生活保護法の規定による保護を受ける者
- （2） 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者
- （3） （1）、（2）に掲げるもののほか、特別の理由がある者
※被災した場合等は（3）に該当

この規定について、区長が当該者が上記のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、申請なしに職権による減免を可能とする規定を追加する。

江東区特別区税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第35条の6 (略)</p> <p>(区民税の減免)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 前項の規定により区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第36条の2～第66条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第35条の6 (略)</p> <p>(区民税の減免)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 前項の規定により区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。<u>ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第36条の2～第66条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>